

別表第1（第6条関係）

交付金算定 対象事業	交付 事業者	事業 実施主体	交付金算定対象事業費	交付金算定 対象事業費限度額	交付金額
市町村等支援事業 ハード事業	市町村	市町村又は市町村の長が補助を行うNPO等の団体	市町村が行う（又は市町村がNPO等に対し補助を行う）以下のハード事業に要する経費 ・おとし滞在施設の整備 ・移住者向け住宅の整備	1団体あたり 6,000万円 ※1戸又は1専用区画あたり900万円 ※3年度内で、交付金算定対象事業費の合計金額が6,000万円を超えないものとする。 ただし、知事が必要があると認める場合はこの限りではない。	過疎対策事業債を活用するハード事業 交付金算定対象事業費（交付の要件を満たした事業費をいう。）のうち、過疎対策事業債の元利償還金に対して措置される普通交付税額（起債額の70%）を除いた額の60%